

令和6年3月15日

保護者の皆様

美浜町教育委員会
教育長 伊藤 守

「ラーケーションの日」の実施について

春色の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本町の教育行政及び各校の教育活動に、ご理解、ご支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、見出しのことにつきまして、下記のように実施いたします。ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 実施時期 令和6年4月22日（月）～令和7年3月24日（月）
- 2 「ラーケーションの日」を取得できる日数
3日まで
- 3 「ラーケーションの日」の取扱い
学校に登校しなくても欠席とならず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いになります。
- 4 「ラーケーションの日」の届出の方法
別に配付される「ラーケーションカード」に必要事項を保護者が記入の上、学校へ提出してください。
【奥田小より補足】ラーケーションカードはHPの「ラーケーション関係」からもダウンロード可能です。
- 5 「ラーケーションの日」を取るにあたっての留意事項
 - (1) 「ラーケーションの日」は、事前（前日まで）に届け出る必要があります。
届け出る内容：「学ぶ日」「学ぶ場所」「学ぶこと」
 - (2) 給食については、食材ロスを減らすという観点も踏まえ、**令和6年度より**次の通りとします。
前月の10日（休日にあたる場合はその直前の平日）までに届け出た場合は、給食費を徴収しません。それ以降の届け出の場合は、食材の発注を終えているため、給食費のご負担をお願いします。
なお、**4月中の取得については、4月10日までに**届け出れば給食費を徴収しません。
 - (3) 「ラーケーションの日」の取得により、学校で受けられない授業の内容は、家庭で自習をします。補習など特別な対応は行いません。

【この件に関するお問い合わせ先】

美浜町教育委員会 学校教育課 0569-82-1111